

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「  
第16条中 教育環境整備室  
指導部  
」を「  
教育環境整備室  
指導部  
」に、「京都京北小中学校

教育企画推進室」を「京都奏和高校開設準備室」に、「新定時制高校開設準備室」を「新普通科系高校開設準備室」に改める。

第17条総務部の款教育環境整備室の項を削り、同款の次に次の一款を加える。

教育環境整備室

- (1) 学校その他の教育機関の施設の管理に関する事。
- (2) 学校施設の補修及び環境整備に関する事。
- (3) 学校その他の教育機関の施設及び用地の高度活用に関する事。
- (4) 学校その他の教育機関の建設計画に関する事。
- (5) 学校施設における長寿命化の推進に関する事。
- (6) 学校その他の教育機関の用地の取得及び管理に関する事。
- (7) 学校用地の整備並びに学校プール等の建設及び整備に関する事。

第17条指導部の款京都京北小中学校教育企画推進室の項及び新定時制高校開設準備室の項を次のように改める。

京都奏和高校開設準備室

- (1) 京都奏和高校の開設準備に関する事。

新普通科系高校開設準備室

- (1) 新たに設置する普通科の学科を置く高等学校の開設準備に関する事。

第19条第7項の表体育健康教育室の項を次のように改める。

教育環境整備室	教育環境整備課長
体育健康教育室	保健安全課長 体育課長 給食課長

第19条第8項の表総務部教育環境整備室の項中を「総務部教育環境整備室」を「教育環境整備室」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)